

I 道内における困難な問題を抱える女性への支援に関する状況

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律においては、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設が支援の中核と位置付けられている。北海道においては、道立女性相談支援センターが中心となって、困難な問題を抱える女性等からの相談に応じ、支援を行っている。

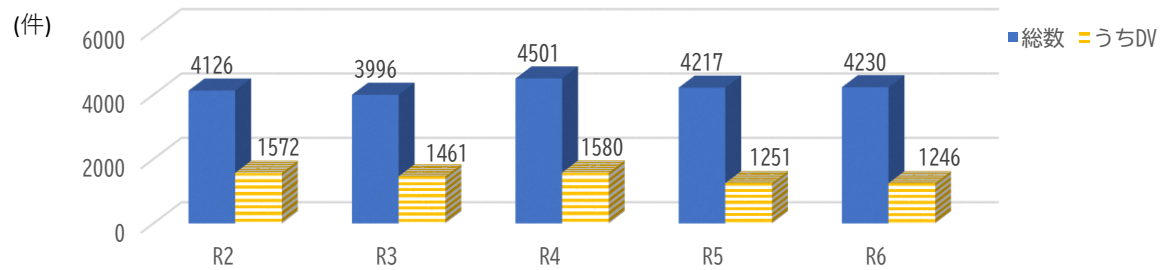
また、道立女性相談支援センターにおける一時保護を委託している民間シェルター8カ所においても、DV被害者をはじめとした様々な困難な問題を抱える女性からの相談に応じている。

1 道立女性相談支援センターにおける相談件数

道立女性相談支援センターでは、様々な困難な問題を抱える女性本人や関係機関からの相談に応じている。相談総数はほぼ横ばいであるが、DV以外を主訴とする相談の割合が、やや増加傾向にある。

相談内容は、夫等の暴力が最も多く、次いで、自身の生活上の問題、夫等以外の家族からの暴力となっている。(図1)

図1 女性相談支援センターにおける相談件数

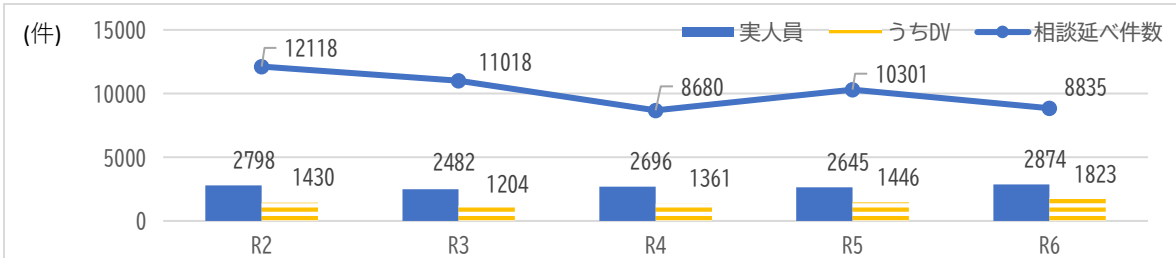


(資料出所:北海道立女性相談支援センター)

2 女性相談支援員(旧婦人相談員)設置市における相談件数

道内12市において女性相談支援員を設置し、DVやその他の相談に応じている。来所による相談の実人員では、5割~6割がDV相談となっている。(図2)

図2 女性相談支援員設置市における相談件数と来所による相談者の実人員数



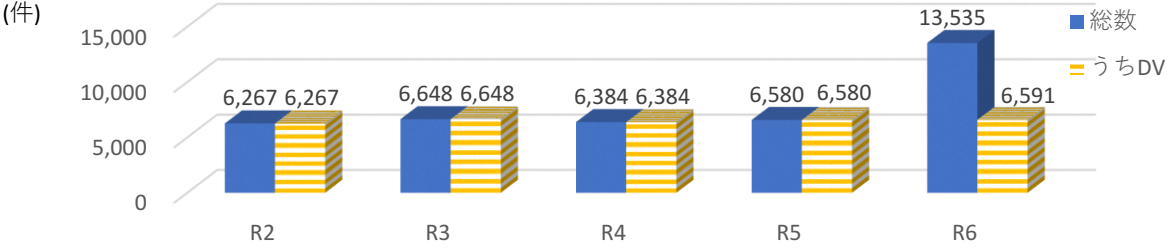
(資料出所:北海道保健福祉部)

3 民間シェルター(8カ所)における相談件数

道立女性相談支援センターにおける一時保護を委託している民間シェルター8カ所においても、DV被害者をはじめとした様々な困難な問題を抱える女性からの相談に応じている。(図3)

(※R5まではDV相談のみの計上)

図3 民間シェルターにおける相談件数



(資料出所:北海道保健福祉部)

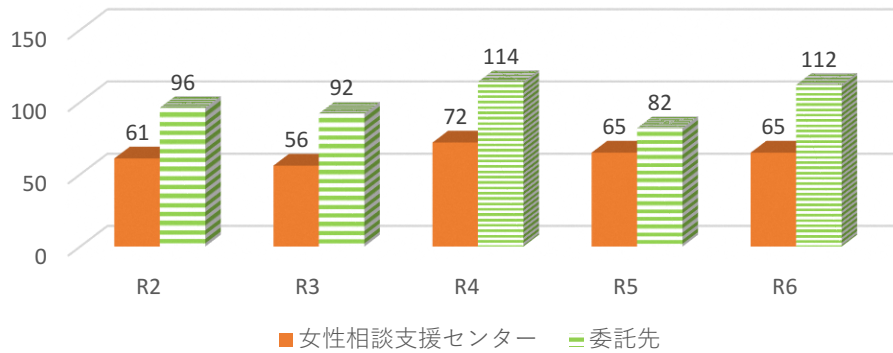
4 道立女性相談支援センター等における一時保護人数（本人）

令和6年度における一時保護人数は、道立女性相談支援センター及び一時保護委託先を合わせ 177 件となっている。（図4）

そのうち、DV被害者を除く一時保護は 36 件であり、入所理由は、親や子どもからの暴力、交際相手からの暴力、その他の親族等からの暴力が大多数を占めている。（図5）

図4 一時保護人数（本人）の総数

(件)

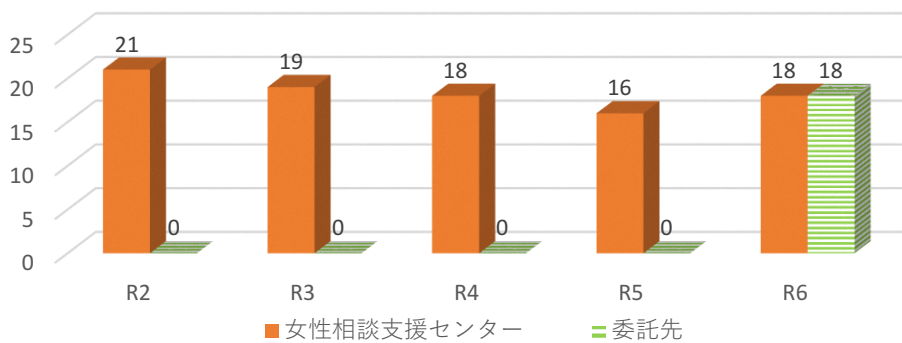


(資料出所: 北海道立女性相談支援センター)

図5 DV被害者を除く一時保護人数（本人）

(※R5まではDV被害者のみ一時保護を委託)

(件)



(資料出所: 北海道立女性相談支援センター)

Ⅱ 道内における配偶者からの暴力に関する状況

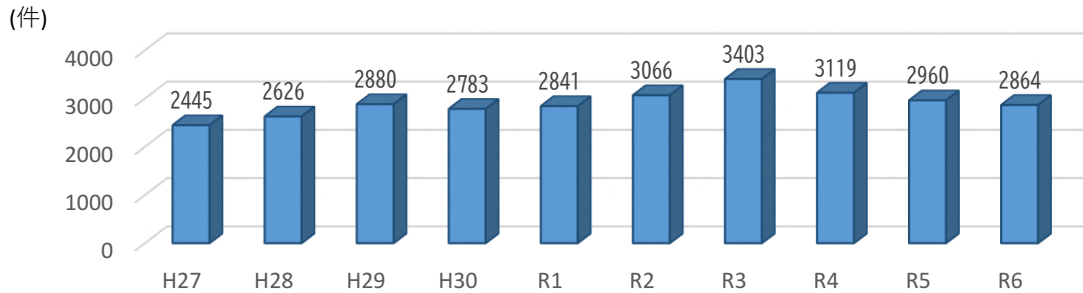
1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

道内の配偶者暴力相談支援センターは、令和6年度末現在、21ヶ所※に設置されている。

同センターでの相談件数はほぼ横ばいで推移しているが、令和3年度以降はやや減少傾向となっている。(図6)

※21ヶ所：道立女性相談支援センター、道、14振興局、札幌市(2)、旭川市、函館市、苫小牧市

図6 北海道の配偶者暴力相談支援センターの相談件数



(資料出所：北海道保健福祉部)

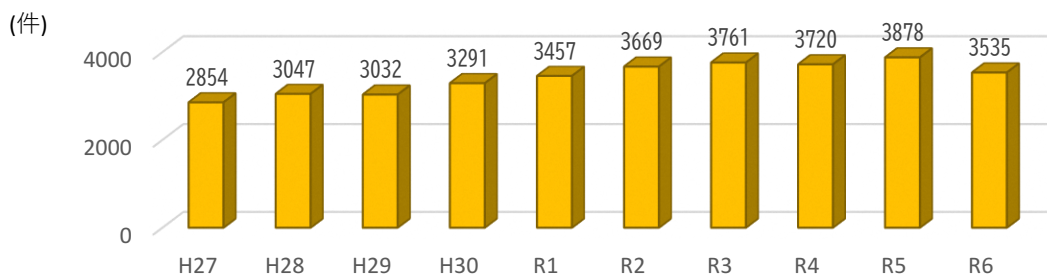
2 関係機関（配偶者暴力相談支援センター以外）相談等件数

配偶者暴力相談支援センター以外の相談窓口としては、北海道警察のほか、民間シェルター（8カ所）、法務局（4カ所）、女性相談支援員を設置している市（12市）がある。(図7～図10)

北海道警察における相談等件数は、事案の凶悪化を背景とした対策の強化等により、増加傾向にあったが、令和6年度は減少し、3,535となっている。

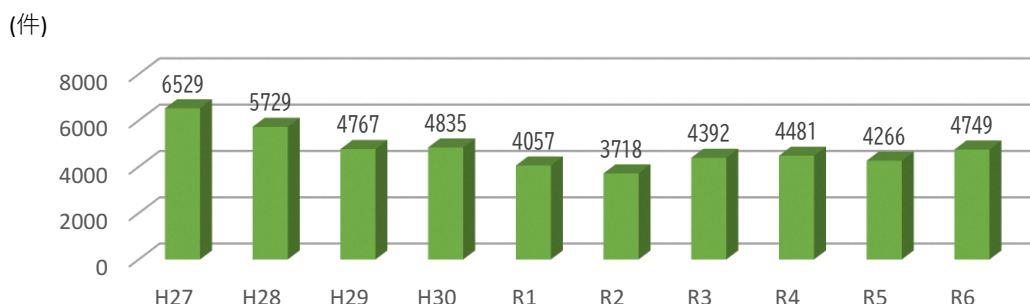
なお、道内の関係機関における相談等件数の総数は、令和3年度からほぼ横ばいで推移している。(図11)

図7 北海道警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数



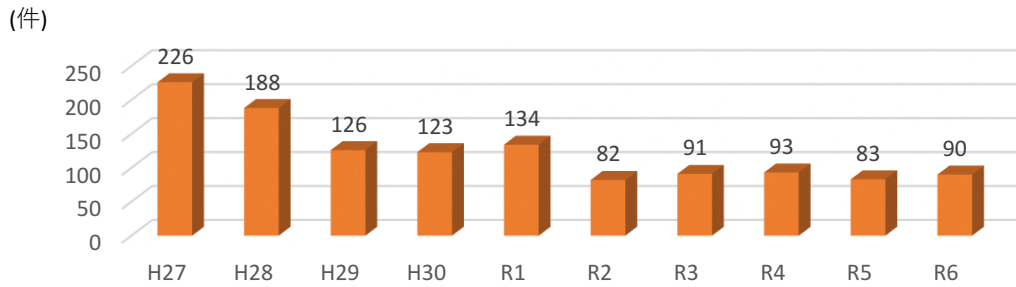
(資料出所：北海道警察本部)

図8 民間シェルターの相談件数（8カ所の合計）



(資料出所：北海道保健福祉部)

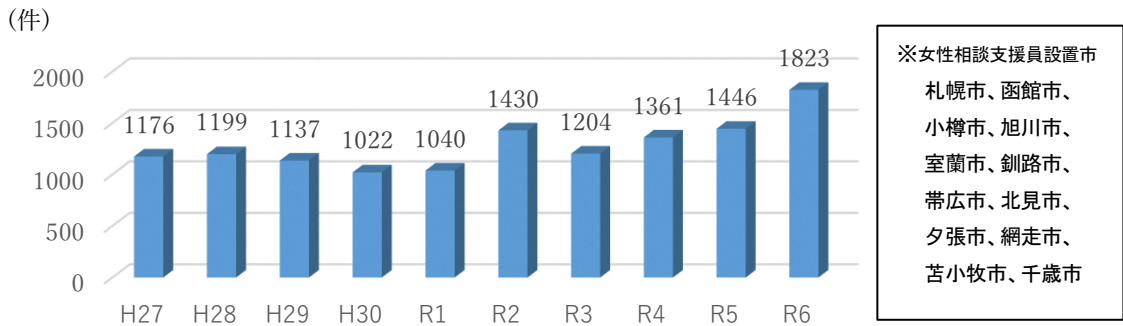
図9 法務局の相談件数（全道4カ所の合計）



(資料出所：札幌法務局)

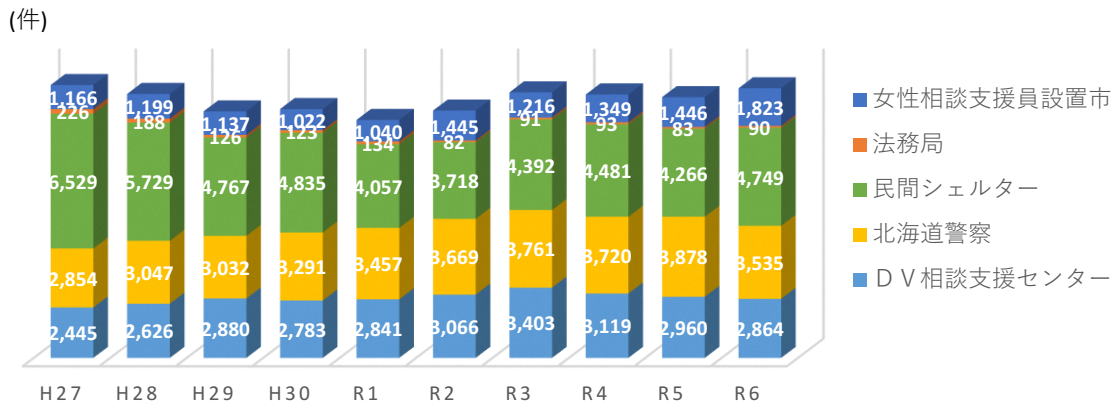
図10 女性相談支援員設置市における相談件数（配偶者暴力による来所相談）

※R6より、国の調査項目が一部変更となっている



(資料出所：北海道保健福祉部)

図11 道内の主な配偶者暴力被害者相談機関の相談状況（図6から図10までの合計）



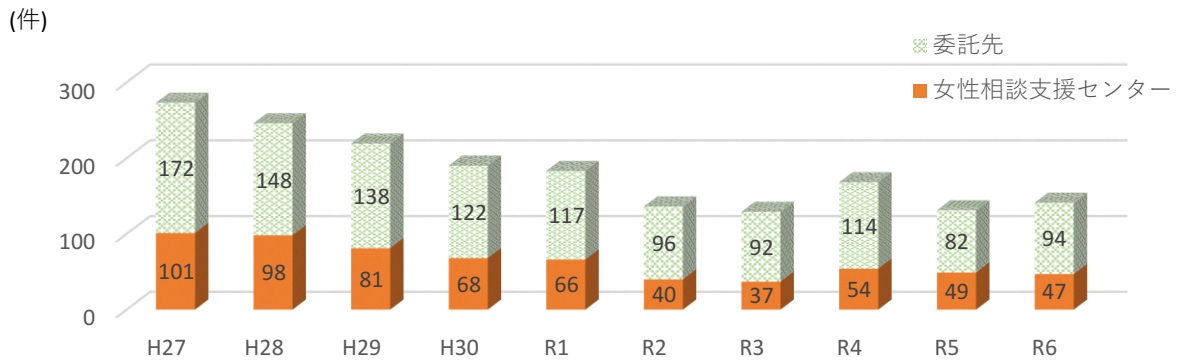
| 相談機関\年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 女性相談支援員設置市 | 1,166 | 1,199 | 1,137 | 1,022 | 1,040 | 1,445 | 1,216 | 1,349 | 1,446 | 1823 |
| 法務局 | 226 | 188 | 126 | 123 | 134 | 82 | 91 | 93 | 83 | 90 |
| 民間シェルター | 6,529 | 5,729 | 4,767 | 4,835 | 4,057 | 3,718 | 4,392 | 4,481 | 4,266 | 4749 |
| 北海道警察 | 2,854 | 3,047 | 3,032 | 3,291 | 3,457 | 3,669 | 3,761 | 3,720 | 3,878 | 3535 |
| DV相談支援センター | 2,445 | 2,626 | 2,880 | 2,783 | 2,841 | 3,066 | 3,403 | 3,119 | 2,960 | 2864 |
| 計 | 13,220 | 12,789 | 11,942 | 12,054 | 11,529 | 11,980 | 12,863 | 12,762 | 12,633 | 13,061 |

(資料出所：北海道保健福祉部)

3 配偶者暴力被害者（被害者本人）の一時保護人数

道内における配偶者からの暴力被害者の一時保護については、道立女性相談支援センターのほか、迅速かつ広域的に行うため、厚生労働大臣の定める基準を満たす民間シェルターなど12ヶ所に道が業務を委託して行っている。これらを合わせた一時保護人数は、平成27年度以降減少傾向にあったが、R2以降はほぼ横ばいで推移している。（図12）

図12 道立女性相談支援センター等における一時保護人数

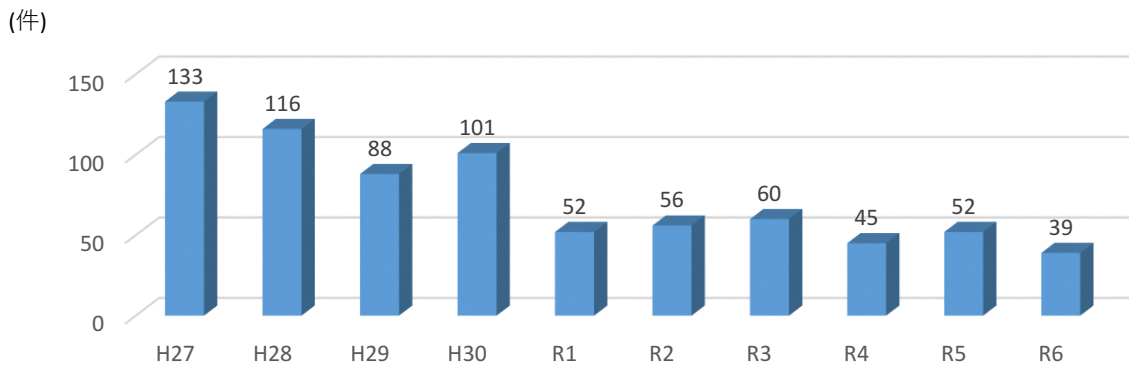


（資料出所：北海道立女性相談支援センター）

4 保護命令

令和6年度における道内の保護命令発令件数は、39件となっている。（図13）

図13 道内の保護命令件数



（資料出所：最高裁判所）

配偶者暴力防止法の施行状況（令和6年度）

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課

1 配偶者暴力相談支援センター

(カ所)

| 区分 | 全国 (R6.3末現在) | 北海道 (R7.3末現在) |
|----------------|--------------|---------------|
| 配偶者暴力相談支援センター数 | 313 | 21 |

2 相談

(件)

| 区分 | 全国 (令和5年度) | 北海道 (令和6年度) |
|-------------------------|--|-------------|
| 配偶者暴力に関する相談件数 | 126,743 <small>R4: 122,211 R3: 122,478</small> | 2,864 |
| ① 相談形態 | | |
| 来所 | 38,234 (30%) | 1,069 (37%) |
| 電話 | 83,030 (66%) | 1,757 (61%) |
| その他 (出張相談等、来所及び電話以外の相談) | 5,479 (4%) | 38 (1%) |
| ② 性別 | | |
| 女性 (相談者) | 123,274 (97%) | 2,720 (95%) |
| 男性 (相談者) | 3,340 (3%) | 141 (5%) |
| その他 (相談者) | 129 (0.1%) | 3 (0%) |
| ③ 加害者との関係 | | |
| 婚姻関係 (婚姻の届出あり) | 100,245 (79%) | 2,017 (70%) |
| 事実婚 (婚姻の届出なし) | 2,753 (2%) | 91 (3%) |
| 婚姻の届出有無不明 | 1,621 (1%) | 31 (1%) |
| 離婚済 | 17,696 (14%) | 636 (22%) |
| 生活の本拠を共にする交際相手 | 3,216 (3%) | 70 (2%) |
| 生活の本拠を共にした元交際相手 | 1,212 (1%) | 19 (1%) |

3 保護命令 (平成13年10月～令和7年3月の累計)

(件)

| 区分 | 全国 | 北海道 |
|--|--------------|-------------|
| 保護命令発令 (認容) 件数 | 43,849 | 2,337 |
| 生命等に対する脅迫のみを理由とするもの | 7,987 (18%) | 301 (13%) |
| ① 被害者に関する保護命令のみ発令された件数 | 16,076 (37%) | 1,492 (64%) |
| ア. 接近禁止・退去・電話等禁止命令 | 1,987 (5%) | 79 (3%) |
| イ. 接近禁止・退去命令 | 2,123 (5%) | 117 (5%) |
| ウ. 接近禁止・電話等禁止命令 | 5,606 (13%) | 530 (23%) |
| エ. 接近禁止命令のみ | 6,237 (14%) | 763 (33%) |
| オ. 退去命令のみ | 107 (0%) | 2 (0%) |
| カ. 電話等禁止命令 (事後発令) | 16 (0%) | 1 (0%) |
| ② 「子への接近禁止命令」と「親族等への接近禁止命令」が同時発令された件数 (①以外。事後発令含む) | 6,999 (16%) | 162 (7%) |
| ③ 「子への接近禁止命令」が発令された件数 (②以外。事後発令含む) | 17,114 (39%) | 556 (24%) |
| ④ 「親族等への接近禁止命令」が発令された件数 (②以外。事後発令含む) | 3,750 (9%) | 127 (5%) |

4 一時保護

(件)

| 区分 | R6実績 | 備考 | |
|----------------------|----------|---------------|----------------|
| 配偶者暴力被害者の一時保護件数 (道内) | 141 | R5 : 131 | R4 : 168 |
| 道立女性相談支援センター | 47 (33%) | R5 : 49 (37%) | R4 : 54 (32%) |
| 一時保護業務外部委託 | 94 (67%) | R5 : 82 (63%) | R4 : 114 (68%) |

注1) 全国の件数は内閣府男女共同参画局調べ、北海道の件数は北海道保健福祉部調べ

注2) 道内の配偶者暴力相談支援センターは、道立女性相談支援センター、道庁、各(総合)振興局(14カ所)、札幌市(2カ所)、旭川市、函館市、苫小牧市

注3) (%)は、各区分毎の割合

注4) 保護命令発令件数は、最高裁判所提供の資料による

注5) 一時保護業務外部委託件数は、民間シェルター(8団体)、母子生活支援施設等(4施設)の計

困難な問題を抱える女性等への支援に関する北海道の取組

| 区分 | 事業 | 内容 | 備考 |
|------------|----------------------------------|---|--|
| 相談 | 女性相談支援センター | 道立女性相談支援センターに女性相談支援員を配置し、困難な問題を抱える女性からの相談に対応 | 女性相談支援員4名を配置 |
| | 配偶者暴力相談支援センターの設置 | 道立女性相談支援センター、本庁、各(総合)振興局を、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターに指定 | 道内16カ所(機関)に設置 |
| | DV相談員の配置 | 各(総合)振興局に、DV相談等に係る相談員(男女平等参画推進員)を配置 | 各(総合)振興局に1名(計14名)を配置 |
| | 相談への対応 | 各配偶者暴力相談支援センターにおいて、電話、来所によるDV相談を実施 | <平日> 9:00~17:00 |
| | | 道立女性相談支援センターは、平日夜間及び土日祝日(年末年始を除く。)の電話相談及びメール相談も実施 | <平晩間> 18:00~20:00 <土曜日> 9:00~18:00 |
| 民間センターへの委託 | 専用電話による相談業務を民間センターに委託 | 民間センター8カ所に業務委託 | |
| 一時保護 | 被害者等の一時保護 | 道立女性相談支援センターにおいて、DV被害者等の一時保護を実施 | 随時、一時保護を実施 |
| | 一時保護業務の外部委託 | 民間センター等に対して、DV被害者等の一時保護業務を外部委託 | 民間センター8カ所、母子生活支援施設等4施設に委託 |
| 自立支援 | 被害者等の自立支援 | DV被害者等の入所による自立支援を実施 | 道立女性相談支援センター |
| | 民間センターへの委託 | DV被害者等の自立支援業務を民間センターに委託 | 民間センター7カ所に業務委託 |
| 機関連携 | 北海道困難女性等支援調整会議の開催 | 困難女性支援及びDV被害者支援に係る関係機関との連携協力のため、北海道困難女性等支援調整会議を設置(困難女性支援法第15条及び配偶者暴力防止法第5条の2) | R6 設置 代表者会議(道庁主催)1回 実務者会議(女社主催)5カ所 個別ケース検討会議1回 |
| | 関係機関連絡会議の開催 | DV施策に関する情報共有、及び機関連携による対策を推進するため、各(総合)振興局に関係機関連絡会議を設置 | 各(総合)振興局(渡島・檜山は合同)で開催(書面開催を含む) |
| 研修 | 配偶者暴力被害者自立支援センター養成支援事業(実践研修会)の開催 | 民間センターで活動するセンターの養成及び関係機関における職務関係者のスキルアップを図るため、札幌を除く民間センター所在地7カ所(函館、旭川、室蘭、帯広、北見、苫小牧及び釧路市)において隔年で研修会を開催 | (R6実績)胆振、渡島、上川、十勝の各総合振興局で開催 (R7予定)胆振、オホーツク、釧路の各総合振興局で開催予定 |
| | 全道セミナー及び女性相談関係職員研修会の開催 | DV被害者支援に携わる関係機関の職員等を対象とした全道セミナーを開催(道庁主催) | (R6実績)オンラインで開催 (R6予定)オンラインで開催 |
| | | 女性相談支援員及びDV相談等に関わる職務関係者を対象とした女性相談関係職員研修会を開催(女性相談支援センター) | (R6実績)対面開催 (R7実績)対面開催 ※R6は北海道・東北六県女性支援研究協議会との併催。 |
| 普及啓発 | 相談窓口の周知 | 困難女性支援に係る相談窓口の周知用チラシの作成・配布及びHPへの掲載により周知 | 各(総合)振興局及び市町村等へ配布 |
| | ハロルド展の開催 | 女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25)に合わせて、ハロルド展を開催 | 例年11月に開催 |